



医療メモ コロナウイルス感染症と予防接種

今、コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るっています。欧米諸国は最近までコロナウイルス感染症で^{きんたん}惨憺たる状況でした。素晴らしいワクチン、特に生ワクチンに匹敵する新しいタイプの mRNA（メッセンジャーアールエヌエー）ワクチンなどが開発されて先が見えてきました。コロナウイルス感染症も VPD（ワクチンで防げる病気）になりそうです。マスクなどの感染防止対策の行動と予防接種で、まだまだ沈静化には時間がかかりそうですが、希望の光が見えてきました。平和な日常が取り戻せそうです。

ところで、このマスクなどの感染防止対策の行動によって、子どもの感染症が激減しています。これに油断して定期接種などのワクチンがおろそかになっていませんか。今までワクチンで撲滅できたのは、天然痘だけです。世界的にはポリオは少ないですが、まだ残っています。また、麻しんも残っています。国内では特に百日咳が問題となりそうです。以前、百日咳のワクチンが悪くて中止となった時期がありました。中止の間には死者が増えました。そして改良ワクチンの接種が始まると急激に抑えることができました。今、外に出るのが怖くてワクチン接種を控えている方もおられると思います

が、コロナが収まって人の交流が増加すれば、今までの感染防止対策の行動で少なくなっていた感染症が再び増加すると思われまので、できるだけ時機をみて接種されたほうが良いと思います。

ワクチンと副反応について考えてみましょう。今回の mRNA ワクチンの副反応のアナフィラキシーは、欧米の頻度に比し日本では多くなっています。欧米に在住する日本人・アジア人の頻度も特に多いわけではありません。なぜ日本で多いのか本当に不思議です。副反応といえば、HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンの積極的な勧奨が外されています。しかし、20～30歳代で増加する子宮頸がんに対抗するために、欧米はもとより日本でもワクチン接種は続いています。今までの定期接種でできる HPV16/18 型 HPV ワクチンは、子宮頸がんの 65% をカバーしていましたが、今回 88% をカバーする 9 価の HPV ワクチンが接種できるようになりました。欧米では置き換わっています。HPV ワクチン接種は高校 1 年生までが接種期限ですので、機会を逃された方で接種を希望される方では、選択肢のひとつだと思います。

休日・夜間の急病のときは…

●本庄市児玉郡医師会立本庄市休日急患診療所

☎ 23- 3 3 2 2

本庄市保健センター内で、内科系の比較的軽微な症状が軽く、入院の必要がない方の診療を行います。

※診療以外に関する問い合わせ・電話相談はご遠慮ください。

▶診療日 日曜・休日・年末年始（12/30～1/3）・平日木曜日夜間

▶診療時間 午前9時～正午、午後1時～4時、午後7時～10時（平日木曜日夜間は午後8時～10時）

※健康保険証を持参してください。

※夜間の診療は午後9時45分までに受付をしてください。

●在宅当番医療機関 ▶診療時間 午前9時～正午

6月6日(日)	関根内外科医院	神川町新里	☎ 77- 7 6 6 7
6月13日(日)	はにぼんクリニック	東台4丁目	☎ 22- 3 5 9 6
6月20日(日)	千田医院	美里町根木	☎ 76- 0 0 4 1
6月27日(日)	高山整形外科	見福2丁目	☎ 22- 3 2 4 5
7月4日(日)	昭和産婦人科	駅南1丁目	☎ 22- 2 0 2 5
7月11日(日)	田所医院	けや木1丁目	☎ 22- 3 4 4 5

※在宅当番医は変更になる場合がありますので、電話でご確認のうえ、お出かけください。

★119番は緊急時（火災やけが人など）の受付専門電話番号です。医療機関の情報は、**児玉郡市広域消防本部指令課 ☎ 24- 1 1 1 9** でご案内します。診療科目によっては県外や本庄市・児玉郡以外の病院をご案内する場合があります。

児童手当を受けている皆さんへ 『現況届』の提出は6月中旬！

児童手当を受けているすべての方は『児童手当現況届』の提出が必要です。提出しないと、資格があっても手当が受けられなくなります。該当者には6月初旬に届出用紙を郵送しますので、6月中旬に提出してください。

【注意】
◆所得の申告が済んでいない場合は、事前に申告を済ませてから提出してください。
◆書類に不備がある場合、再提出をお願いすることがあります。再提出がない場合、支給を停止します。

◆感染症対策のため、提出は原則として郵送です。やむを得ず持参する場合、次の窓口をお願いします。
・子育て支援課（市役所2階）
・支所市民福祉課（アスパアこども1階）
★子育て支援課 ☎ 25- 1 1 3 0、支所市民福祉課 ☎ 72- 1 3 3 3

高等職業訓練促進給付金のお知らせ

今年度に限り、給付金の対象要件は次のとおりです。

①訓練受講期間が『6か月以上』に緩和（従来は1年以上）

②次の雇用保険制度の指定講座が対象に追加

・専門実践教育訓練給付の指定講座

・特定一般教育訓練給付の指定講座

・一般教育訓練給付の指定講座（情報関係の資格や講座に限る）

※詳しくは、HPでご確認ください。

★子育て支援課

☎ 25- 1 1 3 0

ひとり親世帯を支援するための給付金 子育て世帯生活支援特別給付金 （ひとり親世帯分）を支給します

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯に対する国の支援策です。18歳（高校3年生）までの児童がいるひとり親世帯が対象です。
※児童に一定の障害がある場合は、20歳未満まで対象となります。
支給額 児童1名につき5万円
対象 次の①～③のいずれかに該当する方
①本年4月分の児童扶養手当を受給している方（申請不要）
②5月10日に、児童扶養手当の登録口座へ振込済です。
③公的年金等を受けている事により児童扶養手当を受給しておらず、公的年金等を含む令和元年中の収入が基準額未満の方
④児童扶養手当を受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、収入が基準額未満になっている方
※②③の方は申請が必要です。詳しくは、HPでご確認ください。

申請期間 令和4年2月28日(月)まで
【申請にあたって】
○児童扶養手当やひとり親家庭等医療費の受給者については、5月に通知を郵送しましたのでご確認ください。
○通知が届かない方でも、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合は、申請する事ができます。詳しくは、HPでご確認ください。
○子育て世帯生活支援特別給付金（非課税のその他世帯分）については、決まり次第お知らせします。
★子育て支援課 ☎ 25- 1 1 3 0、厚生労働省コールセンター ☎ 0 1 2 0 - 4 0 0 - 9 0 3（平日午前9時～午後6時）

